

森林施業プランナー更新制度 実施細則

森林施業プランナー協会

第1条 総則

本細則は、森林施業プランナー認定要領（以下、「認定要領」という。）第7の2の更新の要件および手続き方法に関し必要な事項を定める。

第2条 更新の申請

- 1 認定要領第6の3により認定を受けた者（以下、「認定を受けた者」という。）のうち、認定の更新を受けようとする者は、認定有効期間の最終年度の森林施業プランナー協会（以下、「協会」という。）が別途指定する申請受付期間内に、協会が定める所定の「森林施業プランナー更新申請書」、認定有効期間中の提案型集約化施業の取組実績を提出し、更新申請料を協会に納付する。
- 2 協会は、申請内容が適正と判断した場合には、申請者に対し森林施業プランナー認定証を交付する。
- 3 認定を受けた者は、1に定める申請書の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を協会に届け出る。

第3条 認定の有効期間

更新後の認定有効期間は3年間とする。

附則

この細則は、平成28年2月5日から施行する。